

砺波市農業委員会 1 2 月総会議事録

開催日時 平成 2 7 年 1 2 月 2 日 (水) 午後 2 時  
開催場所 砺波市役所 3 階 大ホール  
委員定数 2 7 名  
内 訳 法第 7 条第 1 項選挙による委員 2 1 名  
法第 1 2 条第 1 号による委員 3 名  
法第 1 2 条第 2 号による委員 3 名

委員の現在数 2 6 名

出席した委員 2 0 名

1 番	神 田 誠 一	1 7 番	中 村 尚 則
2 番	江 村 一 義	1 8 番	信 田 哲 男
3 番	柴 田 博 基	1 9 番	島 田 壽 一
4 番	館 康 弘	2 1 番	神 島 敏 之
5 番	平 木 哲	2 2 番	渡 邊 秀 明
6 番	眞 田 猛	2 3 番	五 嶋 哲 夫
8 番	松 本 忠 美	2 5 番	五 嶋 親 秀
1 0 番	横 山 敬 一	2 6 番	吉 田 孝 夫
1 1 番	土 居 野 哲	2 7 番	小 林 信 一
1 3 番	浅 井 保 夫		
1 4 番	満 保 秀 雄		

欠席した委員

7 番	朝 日 俊 子	1 6 番	堀 稔 穆
1 2 番	永 田 喜 一	2 0 番	梅 本 恵 子
1 5 番	山 本 甚 克	2 4 番	高 畠 弘 美

傍聴人

なし

出席した事務局職員

事務局長 老松 司 主 査 蓮川 和博 主 査 加門 智子

## 付 議 案 件

### 議事

議案第 35 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について

議案第 36 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可について

議案第 37 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による所有権移転用許可申請に対し  
意見決定について

### 協議事項

協議事項 1 号 平成 28 年度農業施策に関する建議について

### 報告事項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の報告について

報告第 3 号 農業経営改善計画の認定について

(開会 14:00)

- 老松事務局長 お待たせいたしました。  
定刻となりましたので、ただ今から砺波市農業委員会 12 月総会を開催いたします。本日、山本会長は、全国農業委員会会長代表者会議出席のため上京されておりますので不在でございます。会議に先立ちまして、松本職務代理からご挨拶を賜りたいと思います。
- 松本職務代理 局長が申しましたように会長が不在でございます。会長より挨拶を書面で預かっておりますので代読させていただきます。今年も残り一カ月となり、平成 27 年度農業委員会活動も計画通り進んでおりますが、農業を取り巻く環境は非常に厳しいものがあります。特に農業改革のもと、農業委員会法の改正が 8 月の国会での成立により、平成 28 年 4 月より施行となります。それについて、先月の 16 日に県農業委員研修会で全国農業会議所より説明がありましたが、改革の目的は農地利用の最適化をより良く果たせるようにする為、制度を見直すとの事です。ここで言う農地利用の最適化というのは、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生・解消・防止、そして新規参入の促進等です。しかしながら、この様な説明では今までの農業委員会活動と何ら変わることがないのではないのでしょうか。今後は現行法と改正法との違いを見ながら、皆さんと今後の砺波市農業委員会のあり方を協議し、結論を出していきたいと思っております。いずれにしても、改正法が成立した以上は、来年中には砺波市議会が必要事項を決めていただき、平成 29 年 7 月 20 日以降は新体制で砺波市農業委員会が活動できるようにしていかなければなりませんので、よろしくお願ひし、12 月の農業委員会の総会の挨拶に代えさせていただきます。
- 老松事務局長 本日は在任委員 26 名中 20 名の出席です。よって、農業委員会等に関する法律第 21 条第 3 項の規定により、本日の総会は成立いたします。  
それではこの後は、お手元の総会日程に基づき進めさせていただきます。農業委員会総会会議規則第 5 条の規定により、議長は、会長が務めることになっておりますが、本日会長不在のため松本職務代理にお願いいたします。
- 議長 それでは、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員は 2 名とし、議長指名により決定といたしますがご異議ございませんか。
- 委員 (異議なしの声あり)
- 議長 異議なしとのことですので、議席番号 17 番中村尚則委員、議席番号 18 番信田哲男委員を指名いたします。  
それでは議事に入ります。議案第 35 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可についてを議題とします。事務局より説明願ひます。
- 加門主査 議案書の 1 ページ議案第 35 号をご覧ください。今月の農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請は 2 件でございます。1 番、譲受人は砺波市 \*\*、\*\* (氏名)、申請地は砺波市 \*\*、田、647 m<sup>2</sup>他 1 筆、計 2 筆 3,538 m<sup>2</sup>、譲渡人は南砺市 \*\*、\*\* (氏名) でございます。2 番、譲受人は砺

波市\*\*、\*\*（氏名）、申請地は砺波市\*\*、田、2,670 m<sup>2</sup>、譲渡人は砺波市\*\*、\*\*（氏名）でございます。合計2件3筆6,253 m<sup>2</sup>について申請があったものです。いずれの譲受人も、農地法第3条第2項各号に掲げられている許可条件、農業の常時従事者であるかどうか。効率的な利用が図られるかどうか。農業機械の所有状況、下限面積要件、地域との調和要件について、全て許可条件を満たしているものであります。1番につきましては、譲渡人は相続により申請農地を取得いたしました。が、市外に居住しており耕作できないため、譲受人に譲渡するものでございます。2番につきましては、経営規模の拡大のため農地を取得しようとするものです。以上です。

議 長 只今、事務局より内容説明しました案件につきまして、ご意見及びご質問等ございませんか。

委 員 （「はい」の声あり）

議 長 島田委員、どうぞ。

島田委員 2番につきましては、譲渡人は過去に8枚の農地を所有しておいででしたが、譲渡されるのはこれで4枚目だそうです。譲受人は地域の担い手として頑張っておいでしますので、問題ないと思います。

議 長 他にございませんか。

委 員 （異議なしの声あり）

議 長 ご異議ないようですので採決をとります。議案第35号農地法第3条の規定による所有権移転許可について賛成の方は挙手をお願いいたします。

委 員 （全員挙手）

議 長 全員賛成につき承認といたします。続きまして、議案第36号農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可についてを議題とします。事務局より説明願います。

加門主査 議案書の2ページ議案第36号をご覧ください。今月の農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請は1件でございます。1番、申請人は砺波市\*\*、\*\*（氏名）、申請地は砺波市\*\*、田、1,913 m<sup>2</sup>他4筆、計5筆11,798 m<sup>2</sup>、譲渡人は砺波市\*\*、\*\*（氏名）でございます。譲受人は、経営移譲年金を受給するため後継者である息子と使用貸借権を設定するものです。以上です。

議 長 只今、事務局より内容説明しました案件につきまして、ご意見及びご質問等ございませんか。

委 員 （異議なしの声あり）

議 長 ご異議ないようですので採決をとります。議案第36号農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可について賛成の方は挙手をお願いいたします。

委 員 （全員挙手）

議 長 全員賛成につき承認といたします。続きまして、議案第37号農地法第5条第1項の規定による所有権移転用許可申請に対し意見決定について

を議題とします。事務局より説明願います。

蓮川主査

議案書の3ページ議案第37号をご覧ください。今月の農地法第5条第1項の規定による所有権移転用許可申請は3件でございます。1番、譲受人は砺波市\*\*、\*\*（法人名）譲渡人は高岡市\*\*、\*\*（氏名）、申請地は砺波市\*\*、田、176㎡でございます。資料1.2ページの地図とあわせてご覧ください。申請地の農地区分は「第3種農地」、都市計画法上の用途地域（準住居）の指定がある地域に位置する農地の転用でございます。市街化の傾向が著しい区域にあります。農地転用の許可基準は、「第3種農地は許可をすることができる。」に該当します。事業計画は、譲受人は近年発展の著しい砺波市街地となる\*\*土地区画整理事業の区域内において、大型店舗に近い申請地を地域の発展に寄与できるよう、分譲住宅地を提供するものです。2番、譲受人は砺波市\*\*、\*\*（氏名）、譲渡人は砺波市\*\*、\*\*（氏名）、申請地は砺波市\*\*、田、466㎡他1筆、計2筆528㎡でございます。資料3,4ページの地図とあわせてご覧ください。申請地の農地区分は「第3種農地」、都市計画法上の用途地域（一種住宅）の指定がある地域に位置する農地の転用でございます。市街化の傾向が著しい区域にあります。農地転用の許可基準は、「第3種農地は許可をすることができる。」に該当します。事業計画は、申請地は\*\*土地区画整理事業の区域内に位置し、生活環境の優れた利便性の良い場所にあります。現在、譲受人は、砺波市内のアパートに妻と子ども2人の計4人といっしょに住んでいますが、手狭になってきたので、この場所を宅地造成して、建築面積86㎡の住宅と2台分のカーポートを新築するものです。3番、譲受人は富山市\*\*、\*\*（法人名）、譲渡人は砺波市\*\*、\*\*（氏名）、申請地は砺波市\*\*、田、266㎡他3筆、計4筆1,669㎡でございます。資料5,6ページの地図とあわせてご覧ください。申請地の農地区分は「第3種農地」、都市計画法上の用途地域（二種住居）の指定がある地域に位置する農地の転用でございます。市街化の傾向が著しい区域にあります。農地転用の許可基準は、「第3種農地は許可をすることができる。」に該当します。事業計画は、申請地は砺波市街地の中心部にあり、医療機関や飲食関係の店舗、学校、駅に近く利便性のある場所であるため、優良な住宅地が提供できると判断し、建売住宅地の造成をするものです。今月の農地法第5条第1項の規定による所有権移転用許可申請の合計は、3件、7筆、2,373㎡です。以上です。

議長

只今、事務局より内容説明しました案件につきまして、ご意見及びご質問等ございませんか。

委員

（「はい」の声あり）

議長

神島委員、どうぞ。

神島委員

1番から3番までいずれも事務局の説明のとおりであります。1番につきましては、\*\*地内で仮換地された農地でございますが、譲渡人が農業をできないということで業者に売却したい、業者は分譲住宅にしたいという

ことでございます。2番につきましては、これも\*\*地内の仮換地された農地でございますが、譲受人が住宅敷地として購入したいということでございます。3番につきましては、譲渡人は水稻を作るのをやめて売却したい、業者は建売住宅を建てたいという話でございました。いずれも用途区域内でございますので、やむを得ないということで同意をしております。他に何かございませんか。

議 長  
委 員  
議 長

(異議なしの声あり)

ご異議ないようですので採決をとります。議案第37号農地法農地法第5条第1項の規定による所有権移転用許可申請に対し意見決定について賛成の方は挙手をお願いいたします。

委 員  
議 長

(全員挙手)

全員賛成につき承認といたします。続きまして、協議事項に入ります。協議事項第1号平成28年度砺波市農業施策に関する建議についてを議題とします。事務局より説明願います。

蓮川主査

別紙「協議事項1号平成28年度砺波市農業施策に関する建議について」をご覧ください。毎年、農業委員会から市長と議会議長に提出するものでございます。前回の総会でも建議の提出をお願いしていましたが、最終的に2名の委員から提出されました。委員からの意見等も加味しまして事務局の方で5つの提案を建議案として作成いたしました。

(農業施策に関する建議朗読)

これから皆さんにお諮りし、12月9日の朝に市長と議会議長に提出したいと考えております。

議 長

今ほど説明のありましたとおり、今月9日に建議をするということでございます。内容についてはかなり時間をかけて練られたものと承知してはいますが、ご意見があれば発言をお願いします。

委 員

(「はい」の声あり)

議 長

土居野委員、どうぞ。

土居野委員

1番の項目に農業水利施設のことが書いてありますが、農道・市道についても未舗装のところがたくさんあると思います。特に旧庄川町においては、農道から市道に格上げになりましたが、舗装してないところがたくさんあります。未舗装ですとフォークリフトさえ入らないということがあります。効率的に農業をするとなると農道・市道の整備も不可欠ではないかと思えます。せっかく農業水利施設のことが書いてございますので、農道についても書き加えていただければどうかと提案させていただきます。

議 長

ただいまの意見につきましては、会長とも協議いたしますが、9日という日が設定されていますので、取り扱い等については一任させていただきます。ということでよろしゅうございますか。

土居野委員

意義ございません。

議 長

他にございませんか。

委 員

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議ないようですので、この案文とただいまのご意見を加味するという  
ことで、みなさんの承認をいただきたく挙手をお願いいたします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員賛成につき承認といたします。引き続き報告事項に入ります。報告第  
1号農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、報告第2号  
農地法第3条の3第1項の規定による届出書の報告について、報告第3号  
農業経営改善計画の認定についてを一括して事務局より説明願います。

加門主査 報告第1号、第2号を説明

蓮川主査 報告第3号を説明

議 長 只今、報告第1号、第2号、報告第3号について事務局より報告がありま  
したが、ご意見、ご質問等はございませんか。

委 員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、報告を受けたということで終わらせていただきます。  
これで全議案の審議は終了いたしました。これにて閉会いたします。

(閉会14:55)

本会議の顛末を記載し、その事実と相違ない事を証するため、ここに署名・捺印する。

平成27年 月 日

議 長 印

署名委員 印

署名委員 印